

住居確保給付金(豊中市)

離職者であって就労能力及び就労意欲がある方のうち、住まいを失うか失うおそれがある方を対象に、住居確保給付金を支給します。

対象者

- 1) 離職後 2 年以内であって、65 歳未満の方
- 2) 離職前に主たる生計維持者である方
- 3) 就労能力及び常用就職の意欲があり、池田ハローワークに求職申し込みを行う方
- 4) 申請日の属する月の申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である方(収入には、公的給付を含む)

世帯人数	収入基準額(家賃額含む)
1 人	12.6 万円
2 人	18 万円
3 人	22.7 万円
4 人	26.9 万円
5 人	31 万円

※6 人以上の世帯については豊中市社会福祉協議会へおたずねください

- 5) 申請者及び申請者と生活を一つにしている同居の親族の預貯金合計が次の表の金額以下である方

世帯人数	金融資産
1 人	50.4 万円
2 人	78 万円
3 人	100 万円
4 人	100 万円
5 人	100 万円

- 6) 国の雇用施策による給付等(職業訓練受講給付金・求職者支援資金融資)や市の同様の給付等を受けていないこと
- 7) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

条件

- 1) 毎月 2 回以上、池田ハローワークの職業相談を受けること
- 2) 毎月 4 回以上、豊中市地域就労支援センターの面接等の支援を受けること
- 3) 原則週 1 回以上求人先へ応募又は面接を受けること

支給期間

- 1) 原則 3 ヶ月以内
- 2) 一定の条件を満たしていれば 3 ヶ月の延長は可能

支給額

次の表の基準額を上限に支給します。(※いずれも共益費・管理費・滞納家賃除く)

世帯人数	家賃基準額
1人	4.2万円まで
2人	5万円まで
3～5人	5.5万円まで
6人	5.9万円まで

支給方法

貸主・貸主の委託を受けた事業者の口座に直接振込(代理納付)

問

合わせ

豊中市社会福祉協議会 TEL:06-6848-1313 まで